

屋外広告物の有資格者点検等について

平成27年2月に札幌市内において、ビル壁面の屋外広告物の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。

このため、国は平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、平成29年7月に「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、自治体へ実効性のある点検の実施と、危険な屋外広告物に適切な措置を講ずるよう、所有者等に指導することを通知しています。

これらの状況を踏まえ、屋外広告物の安全管理・点検義務の履行を徹底し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の有資格者による点検を義務化するため「倉敷市屋外広告物条例及び同施行規則」を一部改正し、令和3年4月1日から施行します。

1 屋外広告物の管理義務と点検義務

屋外広告物の**管理義務**(※1)や**点検義務**(※2)の対象者として、これまでの、表示者、設置者、管理者に、「所有者」及び「占有者」を追加します。

※1 管理義務・・・屋外広告物を良好な状態に保持するため**日常的な修理や管理**を行う義務

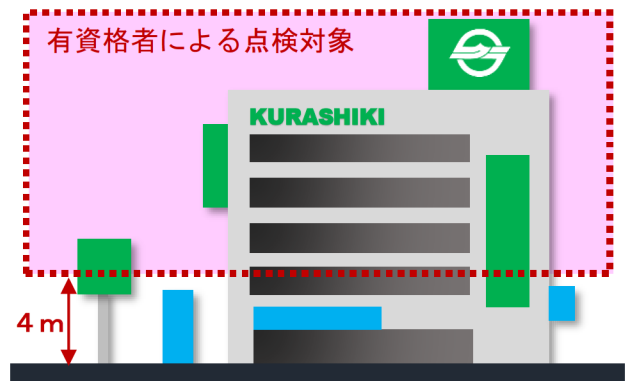
※2 点検義務・・・屋外広告物の劣化や損傷の状況を**定期的に点検し、市長へ報告**する義務

2 有資格者による安全点検

新 有資格者点検が必要となる屋外広告物

広告物の上端が地上から4mを超える全ての屋外広告物について、**有資格者による点検を義務化**します。

※ただし、安全上支障がないものを除く。
(外壁に直接塗装・はり紙等)



新 有資格者として定める資格

- | | | |
|------------------|---|---|
| ① 屋外広告士 | } | 屋外広告物条例ガイドラインによる点検資格 |
| ② 屋外広告物点検技能講習修了者 | | |
| ③ 建築士(1・2級) | } | 建築基準法による特定建築物の点検資格 |
| ④ 特定建築物調査員 | | |
| ⑤ 1級建築施工管理技士 | } | 屋外広告士と同等以上の知識を有する者
(ただし、自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者に限る) |
| ⑥ 1級電気工事施工管理技士 | | |
| ⑦ 電気主任技術者(1~3種) | | |

3 新制度(改正条例)の施行時期

令和3年 4月1日 施行(「新設申請」の受付開始)

6ヶ月

令和3年10月1日(有資格者点検が必要となる「更新申請」の受付開始)

2年

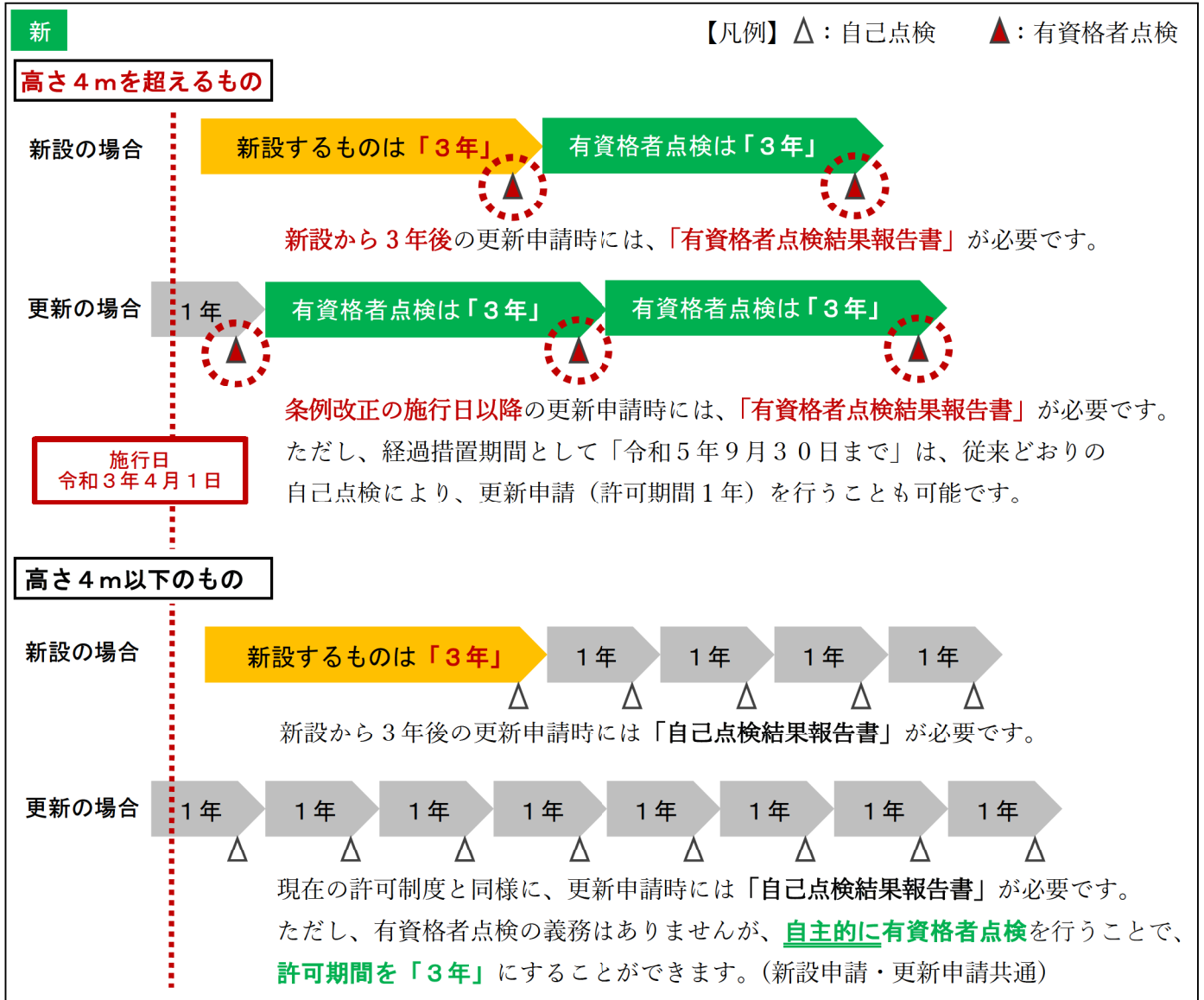
← 経過措置期間：2年

(※この期間は自己点検による「更新申請(許可期間1年)」を行うことも可能)

令和5年10月1日 完全施行(経過措置期間が終了、高さ4mを超えるものは有資格者点検が完全義務化)

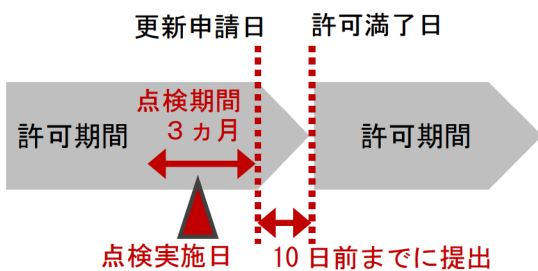
4 屋外広告物の「許可期間」と「点検報告」

新しく設置する屋外広告物や、有資格者点検により、安全性が確認された屋外広告物 については、**許可期間**を「1年」から「3年」に延長します



5 点検の実施期間

「有資格者点検」と「自己点検」のどちらも、更新申請日より前の「**3ヵ月以内**」に点検を実施した「点検結果報告書」を更新申請に添付する必要があります。



新 有資格者点検による「17項目」

- ・基礎部・上部構造(1. 傾斜・ぐらつき、2. クラック、3. 錆等)
- ・支持部(鉄骨接合部(4. 腐食・変形・隙間、5. 欠落・ゆるみ等)
- ・取付部(6. アンカーボルトの腐食、7. 溶接部の劣化、8. 異常等)
- ・広告板(9・10. 表示面等の腐食、11. 水抜き孔の詰まり等)
- ・照明装置(12. 不点灯、13. 取付部の破損・変形、14. 機器の劣化等)
- ・その他(15・16. 付属部材等の腐食・破損、17. その他)

■問合せ先■ 倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
 e-mail : keikan@city.kurashiki.okayama.jp

TEL : 086-426-3494 FAX : 086-421-1600
 HP : https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan